

答申（収納第2073号）

第1 審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）の行った非開示決定は妥当である。

第2 本件諮問に至る経緯

- 1 異議申立人は、平成27年6月18日、出雲市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第12条第1項の規定により、実施機関に対し、個人情報開示請求を行った。異議申立人作成の個人情報開示請求書に記載された開示請求に係る個人情報の内容は「私が申請した市税等の納付誓約書」であった。
- 2 実施機関が異議申立人に対し、「私が申請した市税等の納付誓約書」の提出年月日を確認したところ、平成19年8月23日であるとの回答を得た。
- 3 実施機関は、平成27年6月30日、条例第16条第2項の規定に基づき、異議申立人の開示請求に係る個人情報を保有していないことを理由として、非開示決定を行い、その旨を異議申立人に通知した（収納第1191号）。
- 4 異議申立人は、行政不服審査法に基づき、実施機関に対し、平成27年8月30日（30日は日曜日のため受付は31日）、本件開示決定に対する異議申立てを行った。
- 5 実施機関は、条例第32条第1項の規定に従い、平成27年9月30日、当審査会に諮問書を提出した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

上記処分（収納第1191号の非開示決定）に係る納付誓約書はあるはずだ。

## 2 異議申立ての理由の要旨

平成27年8月30日付異議申立書、平成27年8月30日付異議申立書別紙、平成27年8月31日付異議申立書別紙2記載の異議申立ての理由の要旨は次のとおりである。

- (1) 私が提出した申請書(納付誓約書)は、記憶によると、別紙図面のとおりである。A4サイズで白いプリント紙を渡された。〇〇の部分は文字がプリントしてあった。Aの部分に、現在病気療養中であり、健康に不安があり、国民健康保険証がいつでも使用できる状態でありたいため、国保を最優先で払いたいと記載した。Bの部分に、科学館副館長〇〇氏及び職員〇〇氏及び人事課主査〇〇〇〇氏の職員としてあるまじき行為により職を失い、一家離散、生保においこまれたと記載した。住所、氏名、印、日付も記載した。控えは渡されなかった。収納課職員に月々いくら納められますかと尋ねられ、1000円なら払えますと答えた。
- (2) 重要書類を市の組織は意図的に破棄したとしか考えられない。
- (3) 少なくとも、平成23年3月25日時点で(〇〇課補or主査)から「〇〇さん(異議申立人)が提出された分納誓約書を紛失した」と聞いた。
- (4) 〇〇氏から、当時いた職員に聞いたところ、「〇〇さん(異議申立人)の言われる通りの内容のものがあったということを確認したので今回〇〇さんの申し出の通りに納付内容を変更させていただきましたので確認して下さい。」と説明があった。
- (5) 今回開示しない理由に「保有していないため」となっているが、市が分納誓約書(私が申請した市税等の納付誓約書)を紛失したためと理解する。
- (6) 現在の〇〇課(〇主査及び〇〇主査)は、平成27年6月30日時点で、いつ、誰が、どのような申請書(納付誓約書)を受け取ったかもわからないと言っている。
- (7) この申請書(納付誓約書)の保存期間は10年であるとの説明を受けた

が、市が10年間保存しなければならない重要書類を紛失した場合、どのような対応をしなければならないのか。

(8) 現〇〇〇〇部次長〇〇氏は収納課で異議申立人に対しやり残したことがある。

①異議申立人の分納を5年間も延したこと。②異議申立人の平成19年度の共有部分の収納についての説明をしなかったこと。③少なくとも②について説明をしないで差押え手続に入ったこと④平成19年8月23日に申請した税料の分割申請書を紛失したことに気づいたにも関わらず、収納課内部、又、住民に対しやるべきことをしなかった件。最新情報では、平成19年度から平成20年度にかけてシュレッダーにかけたためと説明した課長補佐が出てきた。⑤平成〇〇年5月31日、〇〇の現住所の入った納付履歴書をろう洩したこと。

#### 第4 実施機関の主張

##### 1 第3・2(1)について

平成19年当時、全ての分納者に対して納付誓約書をとっていたわけではない。納付誓約書は過去の情報等の紙ファイルと一緒に保存していたが、平成18年末に滞納整理システムを導入し、それに伴い、順次、過去の情報等を紙ファイルから滞納整理システムに入力し、紙ファイルは破棄し、納付誓約書は別冊に綴り保管している。

平成19年度の納付誓約書綴りを確認したが、異議申立人の納付誓約書はなかった。念のために現在保存している各年度の納付誓約書綴りも確認したが、異議申立人の納付誓約書はなかった。そのため、非開示決定を行った。

なお、滞納整理システムを確認すると、平成19年8月23日、異議申立人と市の職員が面談しており、異議申立人から国保優先で月1000円の口座振替分納の申し出があったと記載されており、同年9月から口座振替での

納付手続がとられているが、滞納整理システムに納付誓約書を交わしたとの記載はない。

また、平成19年当時、市の使用していた納付誓約書の書式は2種類であり、1種類は複写式のものであり、1枚目を市が保管し、2枚目を誓約者に渡していた。もう1種類は複写式ではないが、写しを控えとして誓約者に渡していた。誓約者に控えを渡すのは、誓約者に分割納付をきちんと履行していただくためである。さらに、滞納している種目や期間、金額等に争いがないようにするため、どちらの納付誓約書にも、未納市税等内訳書を添付していた。

## 2 第3・2（2）について

平成19年8月23日に異議申立人から納付誓約書の提出を受けていないのであり、破棄した事実もない。

## 3 第3・2（3）について

〇〇次長に確認したところ、「そのような事は言っていない。」とのことである。

## 4 第3・2（4）について

「言われる通りの内容のもの」が、平成19年8月23日の異議申立人の納付誓約書を指すのであれば、平成19年8月23日に異議申立人から納付誓約書の提出を受けていないのであり、そのような説明をした事実はない。

「言われる通りの内容のもの」が、「国保優先で月1000円の口座振替分納の約束をしたこと」を指すのであれば、「〇〇さん（異議申立人）の申し出の通りに納付内容を変更させていただきました」とは、納付があった1000円について、固定資産税に充当していたものを異議申立人の了解を得て市県民税に充当した（一般会計の歳入を特別会計の国保に振り替えることが出来ないため）ということであり、平成23年3月14日に〇〇次長から異議申立人に説明した。

5 第3・2(5)について

平成19年8月23日に異議申立人から納付誓約書の提出を受けていないのであり、紛失した事実もない。

6 第3・2(6)について

○主査及び○○主査(異議申立人は○○主査と○○主査を間違えている)に確認したところ、そのような発言はしたとのことである。異議申立人から納付誓約書の提出を受けた事実がないため、分からないということである。

7 第3・2(7)について

納付誓約書の保存年限は10年である。なお、紛失した事実はない。

8 第3・2(8)について

①～③、⑤については今回の処分とは関係のない事項である。

④前段については、紛失した事実はない。④後段については、課長補佐は「滞納整理システム導入に伴い、過去の情報等の紙ファイルは破棄した。納付誓約書は紙ファイルと一緒に保存していた。紙ファイルを破棄する時、納付誓約書があれば別冊に綴り保存している。納付書綴りに無いということは書いていないということだ。」と説明したのであり、納付誓約書をシュレッダーにかけたという意味ではない。

## 第5 審査会の判断

### 1 納付誓約書の作成・保管に関する事務手続について

(1) 納付誓約書の作成・保管に関する事務手続について、実施機関の説明の要旨は次のとおりである。

平成19年当時、市の使用していた納付誓約書の書式は2種類であり、1種類は複写式のものであり、1枚目を市が保管し、2枚目を誓約者に渡していた。もう1種類は複写式ではないが、写しを控えとして誓約者に渡していた。さらに、どちらの納付誓約書にも、未納市税等内訳書を添付し

ていた。

平成19年当時、全ての分納者に対して納付誓約書をとっていたわけではない。納付誓約書は過去の情報等の紙ファイルと一緒に保存していたが、平成18年末に滞納整理システムを導入し、それに伴い、順次、過去の情報等を紙ファイルから滞納整理システムに入力し、紙ファイルは破棄し、納付誓約書は別冊に綴り保管している。

(2) 納付誓約書の作成・保管に関する事務手続についての実施機関の上記の説明に、特段不合理な点は認められなかった。

2 異議申立人が提出したと主張する平成19年8月23日付けの異議申立人作成の納付誓約書について

(1) 実施機関の説明の要旨は次のとおりである。

平成19年度の納付誓約書綴りを確認したが、異議申立人の納付誓約書はなかった。念のために現在保存している各年度の納付誓約書綴りも確認したが、異議申立人の納付誓約書はなかった。

(2) 上記納付誓約書の作成・保管に関する事務手続も踏まえると、異議申立人が提出したと主張する平成19年8月23日付けの異議申立人作成の納付誓約書を取得しておらず、保有していないとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められず、このほか、実施機関が異議申立人が提出したと主張する平成19年8月23日付けの異議申立人作成の納付誓約書を取得したと推認させる事情や保有していると推認させる事情は認められない。

なお、当時、市が使用していた納付誓約書の様式と異議申立人が提出したと主張する別紙図面の申請書（納付誓約書）を比較しても、実施機関が異議申立人が提出したと主張する平成19年8月23日付けの異議申立人が作成した納付誓約書を取得したと推認させる事情は認められない。

### 3 その他の主張について

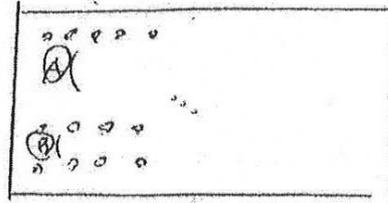
(1) 異議申立人は、異議申立人が提出したと主張する平成19年8月23日付けの異議申立人作成の納付誓約書を実施機関が破棄・紛失したと主張しているが、実施機関が異議申立人が提出したと主張する平成19年8月23日付けの異議申立人作成の納付誓約書を取得したと推認させる事情は認められず、紛失・破棄した事実を推認させる事情も認められない。

なお、異議申立人の指摘する実施機関の職員の発言については、発言内容に争いがあるものについては、そのような発言があったと推認させる客観的証拠はなく、そのような発言があった事実を認定することができず、また、発言内容に争いのないものについては、実施機関が異議申立人が提出したと主張する平成19年8月23日付けの異議申立人作成の納付誓約書を取得したと推認させる事情や保有していると推認させる事情であるとは認められない。

(2) また、異議申立人は、市が10年間保存しなければならない重要書類を紛失した場合、どのような対応をしなければならないのか、異議申立人の分納を5年間も延ばしたこと、異議申立人の平成19年度の共有部分の収納についての説明をしなかったこと、少なくとも異議申立人の平成19年度の共有部分の収納について説明をしないで差押え手続に入ったこと、平成〇〇年5月31日、元妻の現住所の入った納付履歴書を漏えいしたことなどを主張しているが、これらの主張は異議申立人が提出したと主張する平成19年8月23日付けの異議申立人作成の納付誓約書の存否の判断との関係性が認められないため、当審査会はこれらの点について事実調査や判断等を行うものではない。

4 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙



(収納第2073号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成27年 9月30日	実施機関から出雲市個人情報保護審査会に諮問
平成27年10月 8日 (第1回審査会)	審議
平成27年11月12日 (第2回審査会)	審議
平成27年12月 8日 (第3回審査会)	審議
平成28年 1月14日 (第4回審査会)	審議
平成28年 2月 8日 (第5回審査会)	審議
平成28年 2月16日	出雲市個人情報保護審査会から実施機関に答申

(出雲市個人情報保護審査会委員名)

板垣正和、多久和淑子、中井洋輔、原量範、福田真也